

第四次熊本市子ども読書活動推進計画

(素案)

《令和2年度～令和6年度》

令和2年3月

熊本市教育委員会

目 次

◆第1章 策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 第三次計画の成果と課題	2
(1) 4つの基本方針ごとの主な取組	2
(2) 成果と課題	5
ア 成 果	5
イ 課 題	6
◆第2章 計画の基本的な考え方	10
1 基本的事項	10
(1) 計画の位置づけ	10
(2) 計画の策定経過	10
(3) 計画の期間	10
(4) 計画の対象	10
2 基本理念	10
3 基本方針	11
4 子どもの読書活動推進体制	11
(1) 熊本市子ども読書活動推進会議の設置	11
(2) 熊本県立図書館や近隣市町等との連携・協力	11
5 第四次計画の成果指標	12
◆第3章 子どもの読書活動推進のための取組	13
[計画の体系図]	13
1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進	15
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	15
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	16
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	18
2 学校図書館と市立図書館等の機能充実	20
(1) 学校図書館の機能充実	20
(2) 市立図書館等の機能充実	21
3 市民協働による子どもの読書活動の推進	23
(1) 市民協働による推進	23
4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進	24
(1) 広報・啓発活動の推進	24
◆参考指標一覧	25
◆資料	28

第1章 策定の趣旨

1 計画策定の背景

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

また、子どもたちが社会の様々な変化に向き合い、課題を解決していくための資質・能力を育むために読書活動は重要性が高まっています。

そのためには、社会全体で全ての子どもがあらゆる機会において読書活動が行えるよう積極的に環境を整備することが重要です。

平成13年、国において「子どもの読書活動推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、施策の基本的な方向性と具体的な方策を示した「子どもの読書活動に関する基本的な計画」（平成14年8月[第一次計画]、平成20年3月[第二次計画]、平成25年5月[第三次計画]、平成30年4月[第四次計画]）が策定されました。

本市においては、これを受けて、平成17年に「熊本市子ども読書活動推進計画」（平成17年度～21年度）を策定し、平成22年に「第二次熊本市子ども読書活動推進計画」（平成22年度～26年度）、平成27年に「第三次熊本市子ども読書活動推進計画」（平成27年度～令和元年度）（以下、「第三次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動推進に取り組みました。

そこで、第三次計画の期間が、令和2年3月末をもって満了となることから、これまでの成果と課題を踏まえ、これからの時代の変化に対応した、今後5年間にわたる子ども読書推進施策の基本方針と具体的な方策を明らかにする「第四次熊本市子ども読書活動推進計画」（令和2年度～6年度）（以下「第四次計画」という。）を策定するものです。

2 第三次計画（平成27年度～令和元年度）の成果と課題

第三次計画では、4つの基本方針を設定し施策を推進しました。

（1）4つの基本方針ごとの主な取組

基本方針1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

（家庭における子どもの読書活動の推進）

- ・乳幼児向けの良書を紹介した冊子「このほんよんで」を赤ちゃんのいる家庭へ配布
- ・子育て支援センター、市立幼稚園、市立保育園などへの「このほんよんで」掲載絵本の配置
- ・小学校低学年向けの良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」の配布
- ・おはなしボランティアとの協働による乳幼児と保護者を対象とした読み聞かせ会の実施

（地域における子どもの読書活動の推進）

- ・子どもの発達段階に応じたおはなし会・紙芝居などの定期的な開催（図書館）
- ・身近な場所でのおはなし会等の行事の開催（公民館図書室）
- ・中高校生向けの講演会やビブリオバトル（※1）等の開催（図書館）
- ・読書感想文コンクール指定図書の展示、おすすめ本の紹介（図書館・公民館図書室）
- ・学習に役立つ本の展示など季節やイベントに等に応じた展示（図書館）
- ・入院している子どもへの支援として、病棟における絵本等の配架（図書館）
- ・「図書館だより」「公民館だより」に新刊本・おすすめ本を掲載（図書館・公民館図書室）

（学校等における子どもの読書活動の推進）

- ・朝の読書活動などの読書を習慣づける活動
- ・学校図書館支援センターによる、学校図書館と図書館との図書物流システムの運営
- ・学校図書館司書業務補助員を対象にした研修や図書主任会の開催
- ・保護者やボランティアの協力による幼稚園・保育所での絵本の読み聞かせの開催
- ・小中学校での学校支援ボランティア等による読書活動推進活動
- ・夏季などの長期休業中の学校図書館の開放の推進

(学校図書館の機能充実)

- ・学校図書館図書標準（※2）達成に向けた計画的な図書購入と更新
- ・学校図書館支援センターによる図書物流システムの運営と学校図書館への助言
- ・小学校への「としょかんへおいでよ」掲載図書貸出
- ・子ども読書活動推進ホームページによる各学校での取組事例等の紹介

(市立図書館等の機能充実)

- ・図書館及び公民館図書室における児童書の充実
- ・外国語の絵本や児童書の収集
- ・指導者向け研究書の収集
- ・電子書籍の調査研究と導入
- ・子どもカウンターにおける、読書相談、夏休みの自由研究、調べ学習などのレファレンス
- ・図書館ホームページの改善
- ・Wi-Fi環境の整備

(※1) ビブリオバトル

自分が読んで好きになった本、おもしろいと思った本、みんなにも読んで欲しいと思った本を各自が持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションを行い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決める書評会のこと。

効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

(※2) 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小学校、中学校、特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されている。

基本方針3 市民協働による子どもの読書活動の推進

(市民協働による推進)

- ・ボランティアと連携・協力したおはなし会や読み聞かせ等の実施
- ・ボランティア育成のための養成講座の実施
- ・おはなし会用品のボランティアへの貸出
- ・ボランティアと協働し、図書の配架及び修理の実施
- ・ボランティアの技術向上を目的とした勉強会・研修会の開催、情報共有の体制の構築
- ・子育て支援センターや子育てサークル等の地域の団体が開催するおはなし会等へのボランティアの紹介
- ・地域文庫（※1）等への団体貸出
- ・おはなし会などの開催のために団体・ボランティアへ布絵本・エプロンシアター・大型絵本紙芝居などを貸出

基本方針4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進

(広報・啓発活動の推進)

- ・「子ども読書の日（※2）」、「こどもの読書週間（※3）」に子どもを対象にした行事・イベントを開催
- ・「読書感想文コンクール（平成28年度迄）」「童話発表コンクール」の開催
- ・ナイストライ・インターンシップ、施設見学の受入
- ・各施設の広報紙、ホームページ等による子どもに関する行事・イベント等の情報提供
- ・熊本市生涯学習情報システムの施設紹介一覧に、図書館・図書室を有する施設等、子ども向け本の貸出施設の情報を掲載

(※1) 地域文庫

自宅を開放したり団地の集会所などを借りて、子どもたちに本を貸し出したり、読み聞かせをしたりする団体及び個人のこと。

(※2) 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、4月23日を子ども読書の日と定めた。

(※3) こどもの読書週間

4月23日～5月12日の約3週間、社団法人 読書推進運動協議会の主催で全国的に行われる年中行事。

(2) 成果と課題

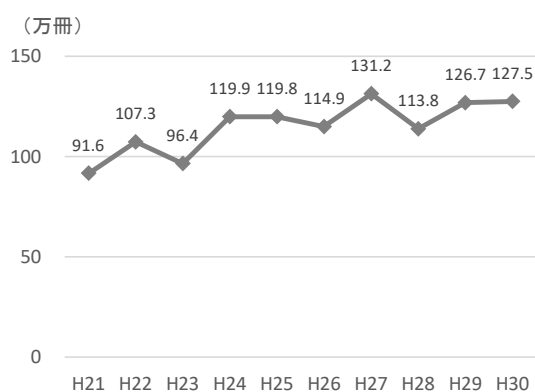
ア 成果

第三次計画期間における新たな取組として、小学校中・高学年及び中学生向けの良書を紹介したリーフレットを作成し、児童・生徒への配布と掲載図書（おすすめ図書）の学校へのセット貸出を開始しました。

また、平成27年4月とみあい図書館を分館として設置し、植木図書館、市立図書館の開館時間延長、同年に市立図書館・分館のWi-Fi環境整備にも取り組みました。さらに令和元年の10月には学校図書館の図書管理システムを更新し、より見やすく使いやすいホームページとなるようにリニューアルを実施。同年11月には電子書籍を導入し絵本や児童書などのコンテンツを揃え、子どもの読書環境の整備・読書への関心を高める取組を進めました。

このような取組により、成果指標の児童書の貸出冊数は増加し、目標値を達成するなど、読書習慣の推進に一定の成果を上げることができました。【グラフ①】また、参考指標の「学校図書館における児童・生徒1人当たりの貸出冊数」も小中学校共に増加し、小学校では目標値を達成しました。【グラフ②】

【グラフ① 成果指標：児童書の貸出冊数】

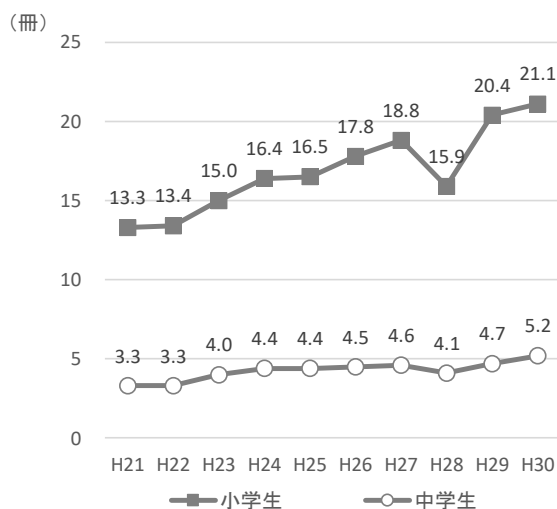


＜調査対象施設＞
合計22ヶ所
(図書館5館、公民館15館、その他2施設)

＜出典＞
図書館事業統計

基準値(H25)	現状(H30)	目標(H30)
119.8万冊	127.5万冊	達成(125万冊)

【グラフ②参考指標：学校図書館における児童・生徒1人当たりの貸出冊数】



＜調査対象者＞
全小中学生
(小学生40,959人 中学生18,760人)

＜調査内容＞
3ヶ月間(4月～6月)の1人当たり貸出冊数

＜出典＞
学校図書館の現状に関する調査

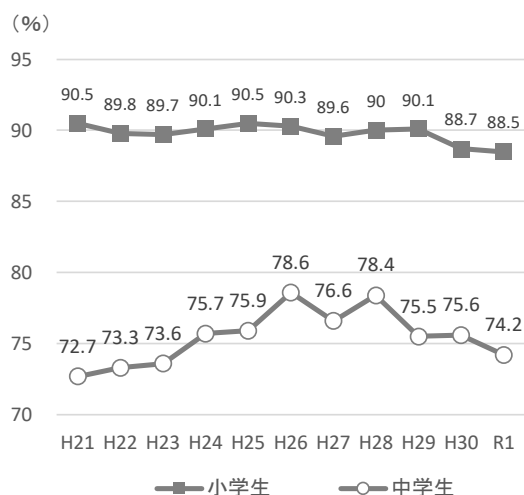
	基準値(H26)	現状(H30)	目標(H30)
小学生	17.8冊	21.1冊	達成(16.5冊)
中学生	4.5冊	5.2冊	5.5冊

イ 課題

(ア) 成果指標と参考指標より

成果指標の「本を読むのが好きと答えた子どもの割合」の中学生が第二次計画期間中には増加傾向にありましたが、その後、年々減少傾向に転じ第三次計画期間中の令和元年度には75%を割っています。小学生においてもやや減少がみられます。

【グラフ③ 成果指標：本を読むのが好きと答えた子どもの割合】



＜調査対象者＞
小学生15,737人 中学生4,005人
全小中学校・全学年における任意の1学級

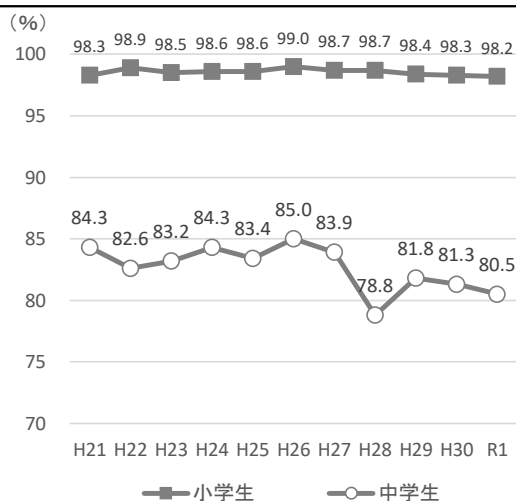
＜調査時期＞
7月～9月

＜出典＞
子どもの読書活動に関する調査

	基準値 (H26)	現状 (R1)	目標 (R1)
小学生	90.3%	88.5%	92.0%
中学生	78.6%	74.2%	83.0%

成果指標の「1か月に1冊以上の本を読んだ子どもの割合」についても小学生は横ばいではありますが、中学生は年々減少傾向にあります。

【グラフ④ 成果指標：1か月間に1冊以上の本を読んだ子どもの割合】



＜調査対象者＞
小学生15,737人 中学生4,005人
全小中学校・全学年における任意の1学級

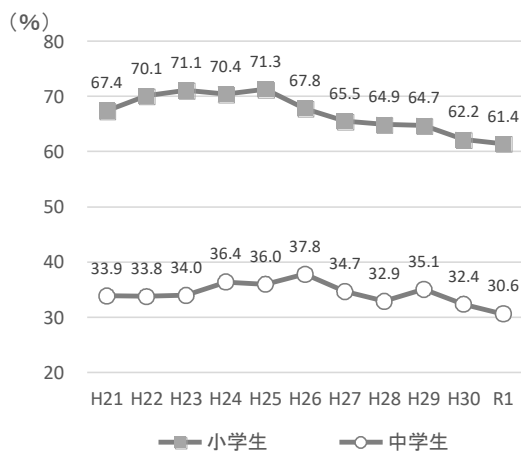
＜調査対象期間＞
4月～8月

＜出典＞
子どもの読書活動に関する調査

	基準値 (H24)	現状 (R1)	目標 (R1)
小学生	98.6%	98.2%	99.2%
中学生	84.3%	80.5%	89.8%

参考指標の「休みの日に読書をする子どもの割合」について、小学生は平成25年の71.3%をピークとして令和元年は61.4%となり、約10ポイントの減少。中学生も30%台で推移し減少傾向にあります。

【グラフ⑤参考指標：休みの日に読書をする子どもの割合】



＜調査対象者＞
小学生15,737人 中学生4,005人
全小中学校・全学年における任意の1学級

＜調査対象期間＞
4月～8月

＜出典＞
子どもの読書活動に関する調査

	基準値(H26)	現状(R1)	目標(R1)
小学生	67.8%	61.4%	73.0%
中学生	37.8%	30.6%	42.0%

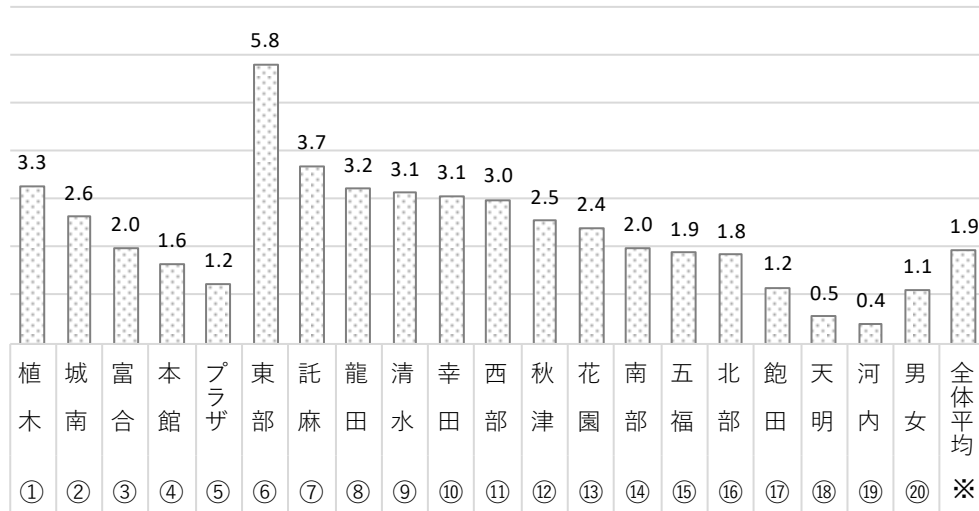
以上のことから、一人でも多くの子どもが読書を好きになってくれるよう発達段階に応じて、子どもに読書の楽しさを知らせる取組の充実が必要です。さらに子どもだけでなく大人も一緒に本を楽しむことが読書週間の定着につながります。誰もが本の魅力を知り、本に親しむ機運づくりのために、より効果的な広報・啓発に努める必要があります。

また、学年が上がるにつれて読書率が下がる傾向は国、熊本県にもみられますが、本市においても同様となっています。児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加し、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになってきています。それらの影響や他の活動等により読書の時間の確保がしにくくなる子どもたちについても、読書の習慣付けのために今後も継続して学校での一斉読書等の取組や、友人同士で本を薦め合うなど読書への関心を高める取組が必要です。

(イ) 事業統計より（平成30年度）

施設別蔵書回転度において、全体平均は1.9回ですが、東部公民館図書室は5.8回となっており、貸出冊数の多さに対して、蔵書数が不足しています。

施設別蔵書回転度（貸出冊数/蔵書数）



蔵書に占める児童書の割合と利用者全体に占める18歳以下の割合を比較すると、公民館図書室は、児童書の割合が44.3%と高くなっていますが、18歳以下利用者の割合は14.7%に留まっています。公民館図書室は、より身近な施設として、地域の子どもの利用を促進する取組が必要です。

	図書館		公民館
児童書数/蔵書数	25.5%	<	44.3%
18歳以下利用者割合	16.7%	>	14.7%

利用者年齢別状況（H30-26比較）において、全体としては増加しているものの19～29歳の若い世代で減少しており、若者の読書離れが見られます。

利用者年齢別状況（H30-H26比較）

	利用者数（人）		(A) - (B)	増加率
	H30 (A)	H26 (B)		
0～6歳	28,792	24,269	4,523	18.6%
7～12歳	76,935	69,856	7,079	10.1%
13～15歳	12,382	12,491	△ 109	△ 0.9%
16～18歳	9,316	7,718	1,598	20.7%
19～29歳	36,752	43,406	△ 6,654	△ 15.3%
30～39歳	116,686	109,631	7,055	6.4%
40～49歳	156,006	119,980	36,026	30.0%
50～59歳	114,396	98,565	15,831	16.1%
60歳以上	232,304	183,193	49,111	26.8%
団 体	22,649	6,321	16,328	258.3%
計	806,218	675,430	130,788	19.4%

これらの課題を踏まえ、次の計画ではこれまでの取組とともに、電子書籍の充実など若者の読書離れに対する新たな取組を進めていかなければなりません。

また、地域の実情や子どもの読書環境の変化に留意して、読書の楽しさを知るきっかけを作り、小学校から中学校・高等学校へと読書習慣が継続していくよう取り組まなければなりません。そのために、子どもや保護者を対象とした読書に親しむ企画の実施のほか、家庭での読書の習慣づけから学校における読書習慣の形成などにおいて、民間団体やボランティアとの積極的な連携や協力を行いながら、地域と一体となった読書活動を一層推進していく必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「熊本市第7次総合計画」並びに「熊本市教育振興基本計画」の分野別計画に位置づけられるものです。

また、この計画の策定にあたっては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）や「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」、「熊本県子供の読書活動の推進計画（第四次）」等を踏まえつつ、「熊本市生涯学習推進計画」など、関連する諸計画等と調和・連携するものとします。

(2) 計画の策定経過

この計画の策定にあたっては、令和元年6月、教育委員会事務局内にワーキンググループを設置して検討を行うとともに、各課と協議を重ねてきました。

また、令和元年9月に学校へのアンケート調査を実施し、子どもの読書活動の現状の把握に努めるとともに、市立図書館協議会での意見を踏まえ、素案を作成し、教育委員会会議に報告しました。

(3) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(4) 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

2 基本理念

子どもたちは、読書を通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。さらに、その活動の過程において、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりします。子どもの心がかがやかせ、豊かにする読書活動は、子どもの健やかな成長に資する上でも欠かすことのできないものです。

そのため、子どもの興味・関心を尊重しながら、子どもが自ら読書習慣を身につけていけるよう、家庭、地域、学校を中心として社会全体で支援することが大切です。読書活動を通じて生涯にわたって絶えず自主的・自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは、とても重要なことです。

そこで、本市では、『**本との出会いが育む 心のかがやき**』を基本理念に掲げ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的・自発的に読書に親しむことができるよう、身近な読書環境を整備します。さらに、関係機関、団体、事業者等が緊密に連携・協力する中で、読書を通して地域の人や社会に親しみや関心を持ち、地域とつながる子どもを育てます。そして、主体的に本から学び考える子ども、豊かな感性や創造力、表現力や語彙力等を備えた心かがやく子どもを育みます。

3 基本方針

子どもたち自身が多くの本に出会い、読書のおもしろさ、すばらしさを発見できるような環境を作るために、次の4つを基本方針に掲げ、子どもの読書活動を推進します。

基本方針1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

家庭をはじめ、地域や学校などにおいて、様々な機会をとらえ、読み聞かせや読書の時間など、継続的な読書活動の場を作ることにより、子どもたちが自然に読書に親しむきっかけづくりと読書習慣の基礎づくりを進めます。

また、小中高と学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向を踏まえ、読書習慣を維持する取組を行います。

基本方針2 学校図書館と市立図書館等の機能充実

子どもたちにとって身近な読書活動の拠点となる学校図書館と市立図書館等の資料の充実を進め、連携を維持するとともに、子どもたちに快適な読書スペースを提供することにより、子どもたちの豊かな読書環境を確保します。

基本方針3 市民協働による子どもの読書活動の推進

ボランティアの育成や団体の活動を支援するとともに、地域での新たな活動機会等の提供に取り組み、市民協働による子どもの読書活動を推進します。

基本方針4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進

「子ども読書の日」や「読書週間」を中心とした読書推進事業や、子どもたちへの様々な機会を捉えた啓発活動の充実などを通じて、子どもから大人まで幅広い市民に対し読書活動への理解と協力を促します。

4 子どもの読書活動推進体制

(1) 熊本市子ども読書活動推進会議の設置

本計画を効果的に推進するために、関係各課からなる「熊本市子ども読書活動推進会議」を設置し、事業の進捗状況を把握しながら、子どもの読書活動推進事業の継続的な進行管理を行います。

(2) 熊本県立図書館や近隣市町等との連携・協力

熊本県立図書館や熊本県点字図書館の協力等も得ながら、近隣市町や学校図書館協議会など関係する諸団体と連携し、情報交換を図りながら子どもの読書活動の推進に努めます。

5 第四次計画（令和2年度～令和6年度）の成果指標

第四次計画の施策を展開するにあたって、進捗状況や効果を把握するために、成果指標を以下の通り設定します。

(1) 「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合

第三次計画に引き続き、子どもが読書に対して前向きな考え方をもち、自主的な読書活動が進むよう、「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合を指標とします。

	基準値 (%) (R1)	目標値 (%) (R6)
小学生	88.5	90.0
中学生	74.2	80.0

(2) 1か月間に1冊以上の本を読んだ子どもの割合

全国、県との比較が可能となるよう本市においても1か月間に1冊以上の本を読んだ子どもの割合を指標とします。

	基準値 (%) (R1)	目標値 (%) (R6)
小学生	98.2	99.0
中学生	80.5	85.0

(3) 児童書の貸出冊数

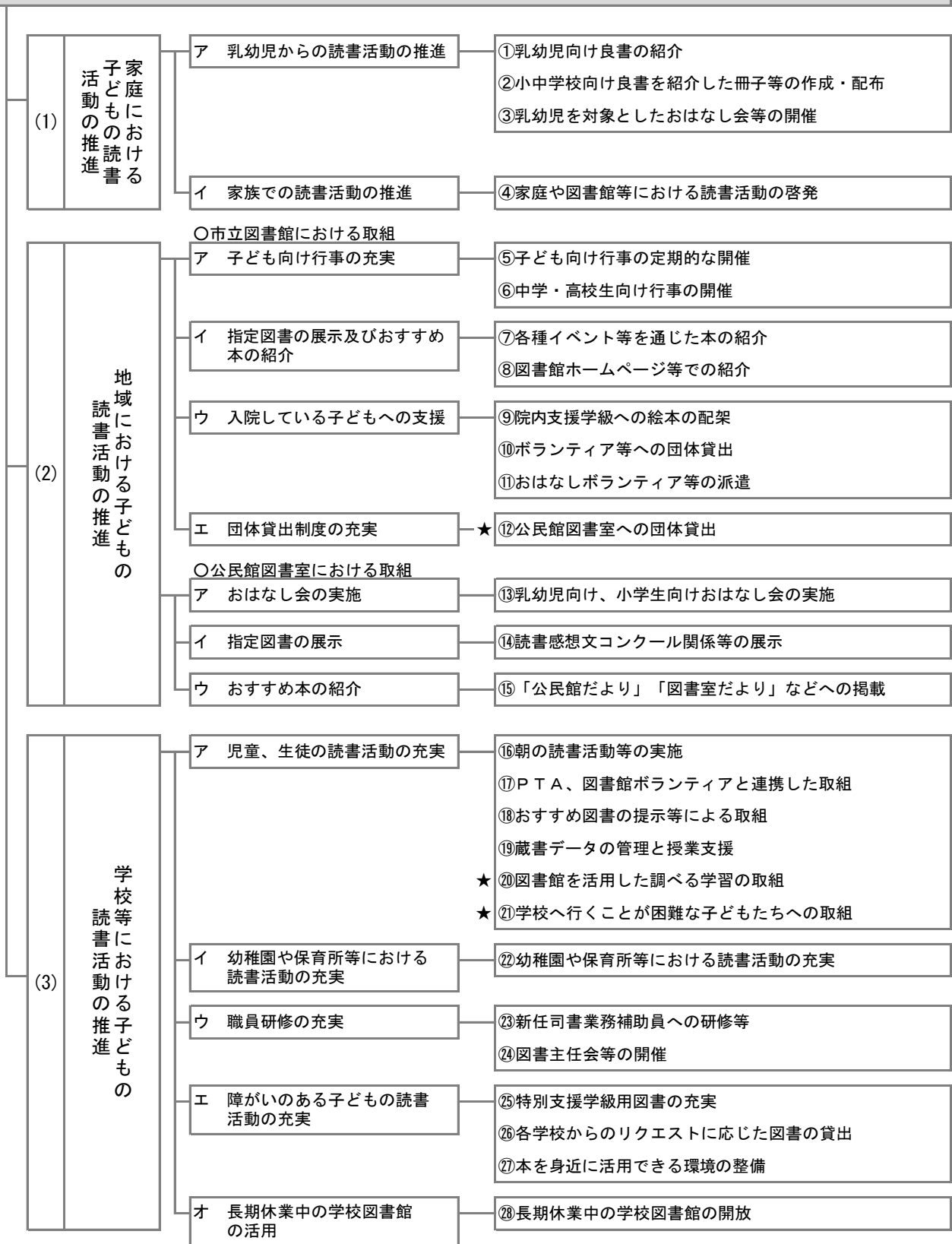
読書活動が全体の数量としてどのように増大したのかを確認するため、児童書の貸出冊数を指標とします。

基準値 (冊) (H30)	目標値 (冊) (R5)
1,274,630	1,300,000

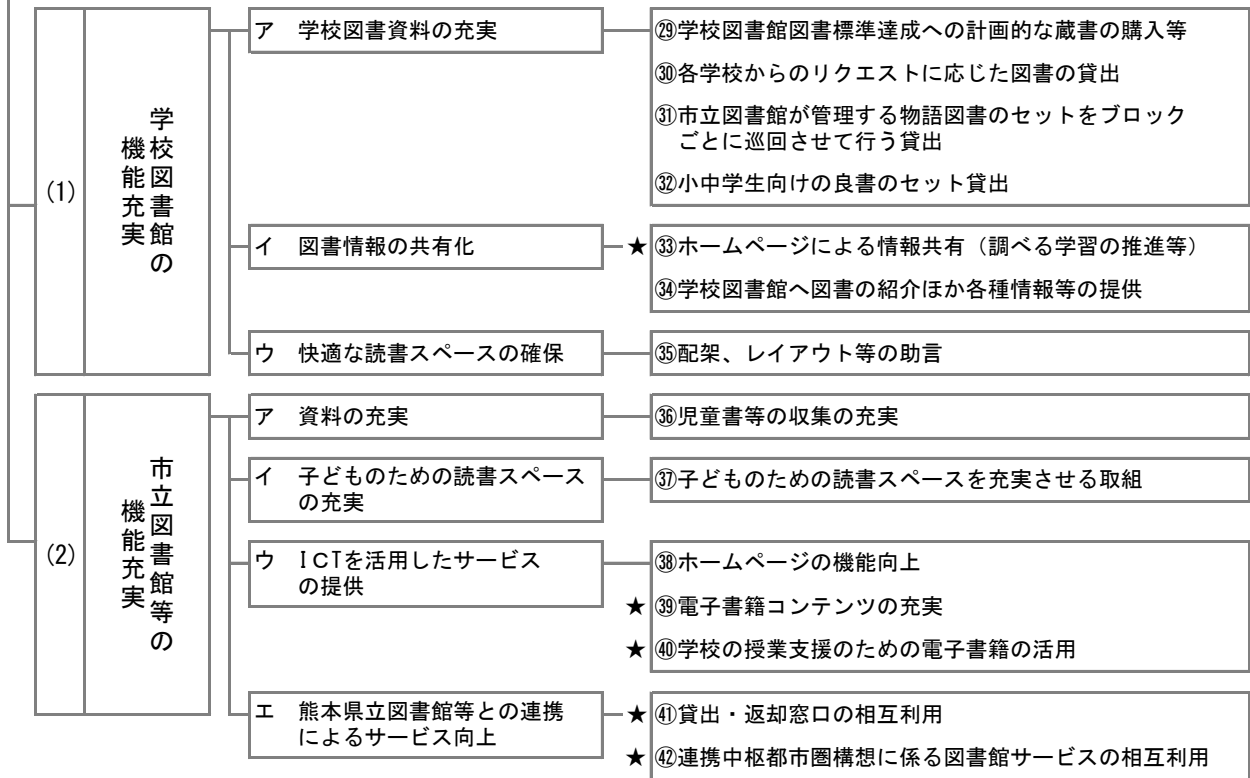
第3章 子どもの読書活動推進のための取組【計画の体系図】

★…新規

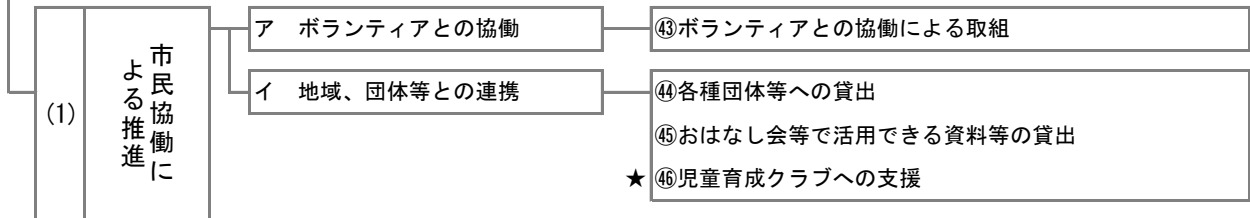
基本方針1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進



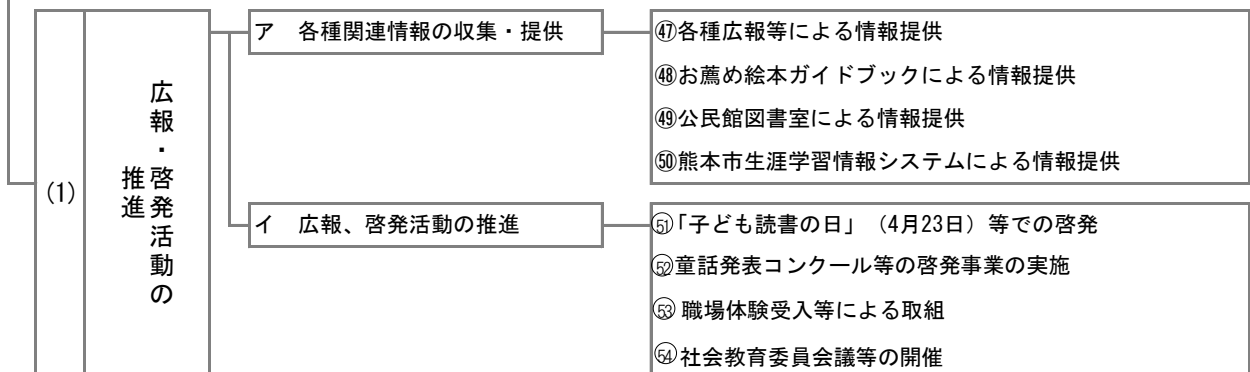
基本方針2 学校図書館と市立図書館等の機能充実



基本方針3 市民協働による子どもの読書活動の推進



基本方針4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進



1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、生活の場の基本であり、子どもが日常生活を過ごすなかで自然に本に親しむことができる環境をつくることが重要です。

保護者が子どもの成長にあわせて読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするためのきっかけとなるよう、子ども向け良書の紹介や家族での読書活動の推進に取り組んでいきます。

ア 乳幼児期からの読書活動の推進

番号	取組名	取組内容	所管課
①	乳幼児向け良書の紹介	乳幼児向けの良書を紹介した冊子「このほんよんで」を赤ちゃんのいる家庭へ届けるなど、絵本を通じて親子が触れ合う大切さを伝える。また、「このほんよんで」に掲載している本を子育て支援センター等へ配置する。	市立図書館
②	小中学校向け良書を紹介した冊子等の作成・配布	小学校低学年向けに良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」、また、小学校中・高学年及び中学生向けに良書を紹介したリーフレット「おすすめ図書」を作製し、市内の小学生及び中学生に配布する。	市立図書館
③	乳幼児を対象としたおはなし会等の開催	おはなしボランティアと協働して、乳幼児を対象としたおはなし会等を開催する。	市立図書館

イ 家族での読書活動の推進

番号	取組名	取組内容	所管課
④	家庭や図書館等における読書活動の啓発	<p>家族で図書館等に出かけることや、ともに読書することなど、家族で一緒に読書を楽しむ習慣をつくることを呼びかけ、また家族での読書活動を推進する。</p> <p>熊本市生涯学習システムに、子ども向けの本の貸出施設（図書館・公民館図書室）を掲載し利用促進に努める。</p> <p>赤ちゃんパパ・ママのための絵本教室を開催し、家庭で読書を楽しむ機会づくりに努める。</p>	生涯学習課 市立図書館

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

-市立図書館を核とした取組-

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところで本と親しむことができる環境をつくることが重要です。

このため、地域における子どもの読書活動の推進の中核を担う図書館や公民館図書室において、子どもが本と出会い親しむことができ、気軽に相談できる場所となるよう環境を整備するとともに、中学生・高校生等を引き付ける多様な行事を開催するなど、読書活動の普及・啓発に努めます。

○市立図書館における取組

ア 子ども向け行事の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
⑤	子ども向け行事の充実	子どもの発達段階に応じたおはなし会、紙芝居、人形劇など、多様な子ども向け行事を定期的に行う。	市立図書館
⑥	中学・高校生向け行事の開催	中学生・高校生等の関心を引くような講演会やビデオバトル等の多様な行事を開催する。	市立図書館 指導課

イ 指定図書の展示及びおすすめ本の紹介

番号	取組名	取組内容	所管課
⑦	各種イベント等を通じた本の紹介	読書感想文コンクール関係の指定図書、季節や各種イベント等に応じたおすすめの本などを展示し、児童・生徒の利用を促す。	市立図書館
⑧	図書館ホームページ等での紹介	図書館ホームページや「図書館だより」に新刊本・おすすめ本を掲載し、児童・生徒の利用を促す。	市立図書館

ウ 入院している子どもへの支援

番号	取組名	取組内容	所管課
⑨	院内支援学級への絵本の配架	小児科病床を有する病院へ、「このほんよんで」に掲載されている絵本を配架する。	市立図書館
⑩	ボランティア等への団体貸出	病院で活動されるボランティア等への絵本・児童書の団体貸出を行う。	市立図書館
⑪	おはなしボランティア等の派遣	病院からの依頼により、おはなしボランティア等を病院へ派遣する。	市立図書館

エ 団体貸出制度の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
★ ⑫	公民館図書室へ団体貸出	公民館図書室へ団体貸出を行い、子どもたちへより多くの本を提供する。 (貸出冊数：300冊以内、期間：3か月以内)	市立図書館

○公民館図書室における取組

ア おはなし会の実施

番号	取組名	取組内容	所管課
⑬	乳幼児向け、小学生向けおはなし会の実施	定期的に乳幼児向け、小学生向けなどのおはなし会を実施する。	生涯学習課

イ 指定図書の展示

番号	取組名	取組内容	所管課
⑭	読書感想文コンクール関係等の展示	読書感想文コンクール関係の指定図書や自由研究に役立つ本などを展示し、夏休みにおける児童・生徒の利用を促す。	生涯学習課

ウ おすすめ本の紹介

番号	取組名	取組内容	所管課
⑮	「公民館だより」「図書室だより」などへの掲載	「公民館だより」「図書室だより」などに新刊本・おすすめ本を掲載し、児童・生徒の利用を促す。	生涯学習課

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校、幼稚園や保育所等は、子どもの主体的、意欲的な読書習慣を培う場として、重要な役割を担っています。

このような場において、計画的、継続的に子どもの読書活動が推進されることは、子どもの読書に対する意欲の向上や読書習慣の確立、さらには言語能力の向上のためにとっても大切なことです。

そのため、学校においては、司書教諭や学校図書館司書業務補助員等が中心となり、学校全体での読書活動の計画的な実施や、各教科等の授業における図書館の積極的な活用を進めるとともに、地域や家庭の協力を得ながら、子どもが学校でも家庭でも読書の時間を楽しみ、本にふれる機会を増やす取組を進めます。

ア 児童・生徒の読書活動の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
⑯	読書活動等の実施	読書の日常化を目指し、学校・学年一斉や学級での読書活動、また、電子書籍の活用、学級文庫等、児童・生徒が本に触れる機会を増やす活動を広げる。	指導課
⑰	P T A、図書館ボランティアと連携した取組	学校職員のみならず、P T Aとの連携や、学校支援ボランティアの参加を呼びかけながら、家庭での読書時間の確保や読み聞かせ等の活動を広げ、児童、生徒の本に対する興味、関心を高める。	指導課 学務課
⑱	おすすめ図書の提示等による取組	読書内容の質の向上のためにおすすめ図書の提示等、児童・生徒の選書の支援に取り組む。	指導課
⑲	蔵書データの管理と授業支援	教育センターによる学校図書館の蔵書データベースや情報ネットワークの管理、学校図書館支援センターによる図書物流システムの運営や図書を活用した授業支援等を行う。 また、授業に役立つ情報やおすすめ図書を紹介する通信「本の散歩」を毎月1回発行する。	教育センター 市立図書館
★ ⑳	図書館を活用した調べる学習の取組	「調べまスター☆コンクール」などの実施を通じて、児童生徒の主体的な学びを促進し、情報活用・収集能力や体系的思考力を身に付けるため、学校図書館、市立図書館等を活用した調べる学習に積極的に取り組む。	指導課
★ ㉑	学校へ行くことが困難な子どもたちへの取組	適応指導教室に通級する子どもたちが、読書に親しむ機会の提供や、所外体験学習として図書館を活用する事業に取り組む。	総合支援課 市立図書館

イ 幼稚園や保育所等における読書活動の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
②②	幼稚園や保育所等における読書活動の充実	保護者やボランティアの協力も得ながら、読み聞かせ活動等を充実し、子どもたちの読書への関心を高め、想像力豊かに本を楽しむ素地を育む実践を進める。 また、幼稚園や保育所等における中学生・高校生の読み聞かせ活動の推奨、支援を行う。	保育幼稚園課 指導課

ウ 職員研修の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
②③	新任司書業務補助員への研修等	司書が学校図書館を訪問し、選書や蔵書についての助言を行う。また、新任の学校図書館司書業務補助員に対して、図書の管理に関するパソコンの操作及び実務研修を実施する。	市立図書館
②④	図書主任会等の開催	学校全体での図書館教育充実のために、教職員と学校図書館司書業務補助員の連携が図れるように、図書主任会、学校図書館司書業務補助員連絡会等を実施する。	指導課 学務課

エ 障がいのある子どもの読書活動の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
②⑤	特別支援学級用図書の充実	しかけ絵本、音が出る絵本、布絵本等の様々な支援を必要とする子どもの実態に応じた図書の充実に努める。	市立図書館
②⑥	各学校からのリクエストに応じた図書の貸出	各学校からのリクエストに応じるために、特別支援関係のテーマリクエスト本のセットを支援の必要な子どもや学校（教師）へ貸し出す。	市立図書館
②⑦	本を身近に活用できる環境の整備	障がいのある子どもの身近に本があるようにするとともに、読書の時間を確保したり、読み聞かせ等の活動を実施したりするなど、読書への関心を高める。	総合支援課

オ 長期休業中の学校図書館の活用

番号	取組名	取組内容	所管課
②⑧	長期休業中の学校図書館の開放	子どもたちの読書の機会を拡充するために、長期休業中の学校図書館の児童生徒及び保護者への開放を進める。	指導課 学務課

2 学校図書館と市立図書館等の機能充実

(1) 学校図書館の機能充実

学校図書館は、子どもたちにとって身近な読書活動の拠点として、自主的な読書活動や読書習慣を形成する上で、とても重要な役割を担っています。

そのために、学校図書館の資料の充実を図るとともに、学校図書館支援センターによる各種情報の提供や快適な読書スペースの確保等により、学校図書館の機能充実に取り組みます。

ア 学校図書資料の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
②⑨	学校図書館図書標準達成への計画的な蔵書の購入等	全学校の学校図書館図書標準達成へ向けての計画的な蔵書の購入と更新を行う。	学務課
③⑩	各学校からのリクエストに応じた図書の貸出	各学校が授業等で必要とする図書のリクエストに応じ、市立図書館や他校にある図書を貸し出す。特に「調べる学習」に必要とされる本の充実に努める。	市立図書館 指導課
③⑪	市立図書館が管理する物語図書のセットをブロックごとに巡回させて行う貸出	物語図書のセット（1セット 120冊）を5ブロックごとに4週間に1度巡回させる方式で各学校図書館に貸し出す。 第四次計画期間中に、物語定期使用の物語図書のセットの入れ替えを段階的に実施する。	市立図書館
③⑫	小中学生向けの良書のセット貸出	小中学生向けの良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」やリーフレット「おすすめ図書」の掲載図書を順次更新し、それに合わせてセットも組み直し、学校へ貸し出す。	市立図書館

イ 図書情報の共有化

番号	取組名	取組内容	所管課
★ ③⑬	ホームページによる情報共有（調べる学習の推進等）	各学校の実践事例や各学校で作成した「図書館だより」を掲載し、各学校の取組状況等の情報の共有化を図っていく。また、子ども読書活動推進ホームページに、調べる学習のために選書した書籍を掲載し、「調べマスター☆コンクール」を目玉としてホームページを活用した調べる学習を推進する。さらに、「♪図書館へおいでよ♪」の動画を学校に依頼し、各学校の図書館や図書委員会の活動を子ども読書活動推進ホームページで紹介する。	市立図書館
③⑭	学校図書館へ図書の紹介ほか各種情報等の提供	学校図書館支援センターから学校図書館に関する各種情報等の提供を行う「本の散歩」を発行する。	市立図書館

ウ 快適な読書スペースの確保

番号	取組名	取組内容	所管課
③⑤	配架、レイアウト等の助言	新規採用や中途採用の司書業務補助員の学校を中心として、各学校図書館を訪問し、配架、レイアウト等の助言を行う。	市立図書館

(2) 市立図書館等の機能充実

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動を楽しむ図書館等があり、そこに読みたい本や知りたい情報が整備されていることが重要です。

そのため、図書資料の充実を図るとともに、子どもたちの読書スペースの充実、市立図書館等の機能充実に取り組みます。

ア 資料の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
③⑥	児童書等の収集の充実	住民の要望や地域の実情等に十分に留意し、十分な数の児童・青少年用図書及び乳幼児向け図書を収集して、充実した図書サービスの提供に努める。また、図書館・図書室に設置している「ヤング・アダルト(※1)コーナー」を充実し、中・高生のニーズをとらえた魅力ある図書の収集とおすすめの図書に関する情報提供や図書の展示、貸出を行う。	市立図書館

(※1) ヤング・アダルト

主に中学生・高校生をはじめとする10代の若者をさす。

イ 子どものための読書スペースの充実

番号	取組名	取組内容	所管課
③⑦	子どものための読書スペースを充実させる取組	児童室において、親子が一緒に気兼ねなく過ごすことのできる空間の提供。	市立図書館
		子どもたちの興味や関心を引く図書の展示や紹介。	
		子ども専用のカウンターでの、読書相談、夏休みの自由研究、調べる学習等のレファレンス(※2)の実施。	
		中高生の学びの場としての学習室の提供。	

(※2) レファレンス

図書館利用者が、身近な疑問や知りたい情報などが分かる資料を探すお手伝いをするサービス。

ウ ICTを活用したサービスの提供

番号	取組名	取組内容	所管課
	③⑧ ホームページの機能向上	子どもたちが読みたい本を見つけやすいようにホームページの機能向上に取り組む。	市立図書館
★	③⑨ 電子書籍コンテンツの充実	急速に普及している電子書籍の貸出を令和元年11月1日より本館で開始。児童文学、絵本等のコンテンツの充実を図る。	市立図書館
★	④⑩ 学校の授業支援のための電子書籍の活用	電子書籍を活用した電子黒板を用いての調べ学習、語学の授業等の支援を行う。	市立図書館

エ 熊本県立図書館等との連携によるサービス向上

番号	取組名	取組内容	所管課
★	④① 貸出・返却窓口の相互利用	<p>県立図書館の資料を市立図書館等の窓口から貸出・返却 (県立図書館の利用登録者が、インターネットを利用して県立図書館へ資料貸出を申込みと、市立図書館等(22施設)の窓口で受取る。返却する場合も、全ての市立図書館等及び返却ポストを使用する。)</p> <p>市立図書館等の資料を県立図書館窓口から貸出・返却 (県立図書館窓口に市立図書館システムの端末を配備し、市立図書館等の資料を利用者に提供する。)</p>	市立図書館
★	④② 連携中枢都市圏構想に係る図書館サービスの相互利用	<p><熊本市> 図書館、公民館図書室等に来館した圏域市町村の住民に対し、図書館資料の貸出等のサービスを実施する。</p> <p><圏域市町村> 図書館等を設置している市町村は、当該図書館に来館した熊本市の住民に対し、図書館資料の貸出等のサービスを実施する。</p>	市立図書館

3 市民協働による子どもの読書活動の推進

(1) 市民協働による推進

子どもの読書活動の推進においては、ボランティア等との協働により、地域ぐるみで進めることが重要です。

このため、ボランティアの育成や団体の活動を支援するとともに、地域での新たな活動機会等の提供に取り組み、市民協働による子どもの読書活動を推進します。

ア ボランティアとの協働

番号	取組名	取組内容	所管課
⑬	ボランティアとの協働による取組	各種養成講座を開催し、新たなボランティアを養成する。	市立図書館
		ボランティアの資質や能力の向上を目的として、講座、勉強会、研修会を開催する。	
		ボランティアと協働して、布絵本の作成、図書の修理や配架等を行う。	
		ボランティアと協働して、「おはなし会」「紙芝居」等の読書活動啓発行事を開催する。	
		ボランティアの主体的な活動や情報の共有ができる体制の整備を行う。	
		地域で開催されるおはなし会等へボランティアを紹介する等、地域での新たな活動機会や場所の提供を図る。	

イ 地域、団体等との連携

番号	取組名	取組内容	所管課
⑭	各種団体等への貸出	地域文庫や家庭文庫等へ絵本や児童書の貸出を行い、子どもたちが本にふれ合う機会を提供する。	市立図書館
⑮	おはなし会等で活用できる資料等の貸出	地域で活動する団体やボランティアへ読み聞かせやおはなし会等に使用する布絵本、エプロンシアター、大型絵本・紙芝居等の資料の貸し出しを行う。	市立図書館
★⑯	児童育成クラブへの支援	児童育成クラブへ児童書等を配送し、子どもたちが読書に興味を持つように支援する。 モデルとなるクラブを選定し、順次市内全域への配送を検討する。	市立図書館

4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性などについて、理解を広めることが重要です。

子どもたちをはじめ、地域社会全体で読書活動への取組の機運が高まり、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するために、効果的な啓発・広報活動を展開します。

ア 各種関連情報の収集・提供

番号	取組名	取組内容	所管課
④⑦	各種広報等による情報提供	「図書館だより」「図書館ホームページ」「市政だより」のほか、家庭向け教育情報誌「ウィズ・ユウ」や子育て関連の情報誌等により、子どもに関する行事・イベント等の情報提供を行う。	市立図書館 教育政策課
④⑧	おすすめ絵本ガイドブックによる情報提供	公民館図書室等のおはなし会の開催情報を「このほんよんで」の新生児誕生家庭への配布に併せて提供する。	市立図書館
④⑨	公民館図書室による情報提供	「公民館だより」「公民館図書室だより」等により、子どもに関する行事・イベント等の情報提供を行う。	生涯学習課
⑤⑩	熊本市生涯学習情報システムによる情報提供	熊本市生涯学習情報システムを活用して子どもに関する行事・イベントや地域で活動する団体等の情報提供を行う。	生涯学習課

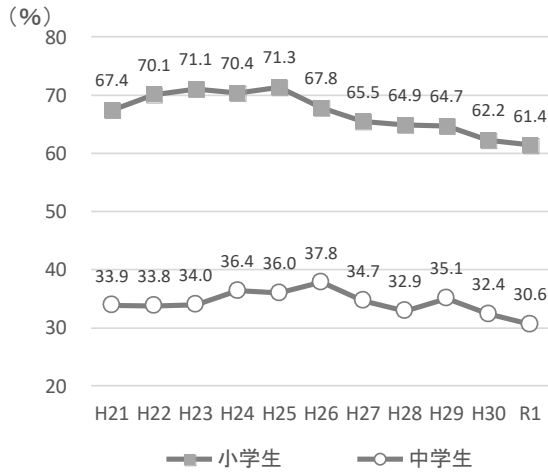
イ 広報、啓発活動の推進

番号	取組名	取組内容	所管課
⑤①	「子ども読書の日」(4月23日)等での啓発	「子ども読書の日」(4月23日)、「こどもの読書週間」(4月下旬から5月下旬にかけて約3週間)に、子どもを対象にした多様な行事の開催。	市立図書館
⑤②	童話発表コンクール等の啓発事業の実施	童話発表コンクール、秋の読書週間に合わせた図書館秋まつり等の啓発事業を実施。	市立図書館
⑤③	職場体験受入等による取組	学校等が行う職場体験、社会施設見学などを積極的に受け入れ、図書館の利用や読書への関心を高める。閉架書庫、バックヤード見学の事業を実施するなどして図書館に興味を持ってもらう取組を実施。	市立図書館
⑤④	社会教育委員会議等の活用	社会教育委員会議等を活用して、読書活動に関わる事業を啓発する。	生涯学習課

参考指標一覧

① 学校以外で読書をする子どもの割合(※新規)

※①は第3次計画の「休みの日に読書をする子どもの割合」から変更



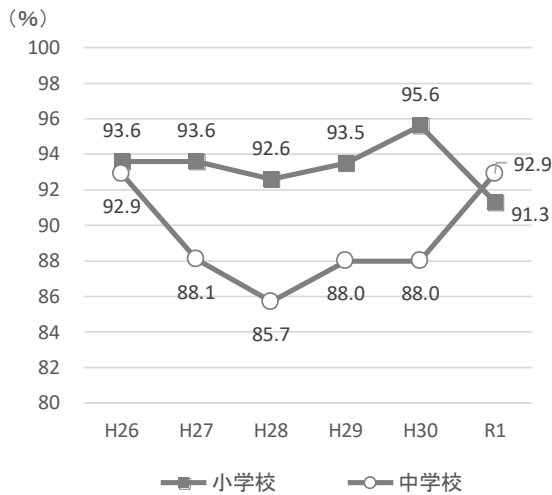
<調査対象者>
小学生15,737人 中学生4,005人
全小中学校・全学年における任意の1学級

<調査対象期間>
4月～8月

<出典>
子どもの読書活動に関する調査

※平日に、地域、図書館等との関りを踏まえた読書活動を指標とするため、第4次計画より指標を変更する。左表は「休みの日に読書をする子どもの割合」の推移。

② 朝の読書活動等を1年を通じて実施している学校の割合

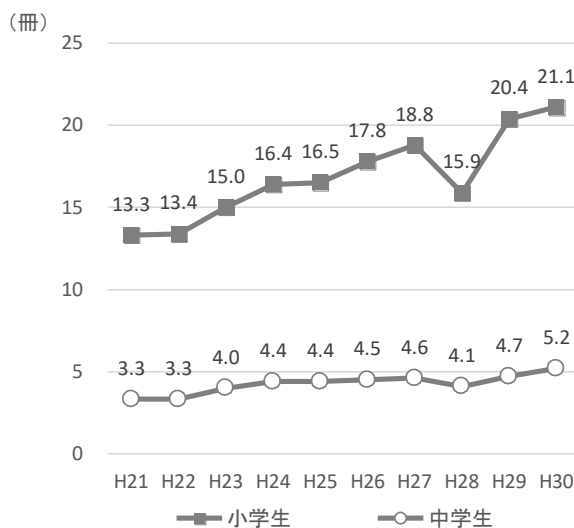


<調査対象者>
全小中学校

<調査結果>
小学校82/92校 中学校39/42校

<出典>
学校図書館の現状に関する調査

③ 学校図書館における児童・生徒1人当たりの貸出冊数 (再掲)

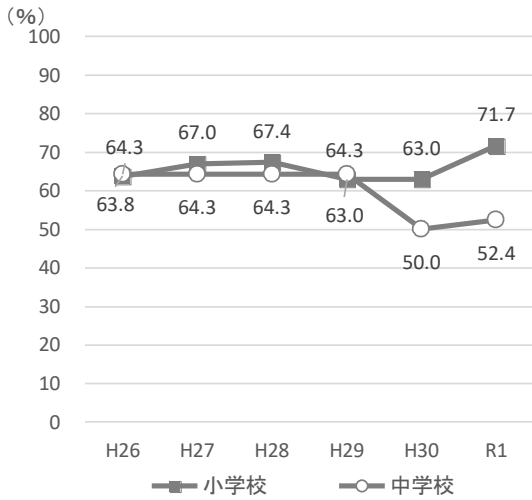


<調査対象者>
全小中学生
(小学生40,959人 中学生18,760人)

<調査内容>
3ヶ月間(4月～6月)の1人当たり貸出冊数

<出典>
学校図書館の現状に関する調査

④ おすすめ図書コーナーの設置や図書委員会の活動、読書週間の一環としておすすめ図書等の紹介を実施している学校の割合

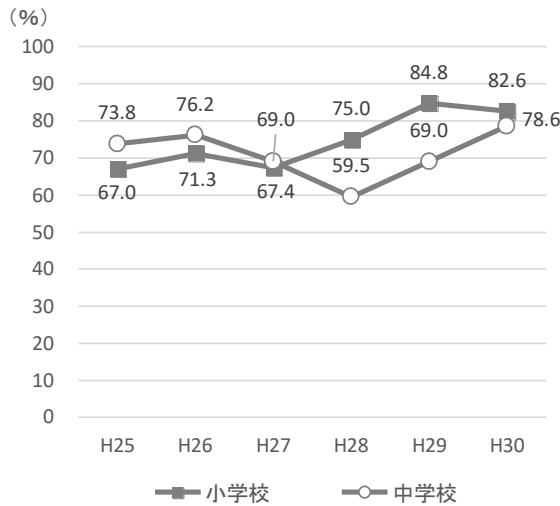


<調査対象者>
全小中学校

<調査結果>
小学校66/92校 中学校22/42校

<出典>
学校図書館の現状に関する調査

⑤ 学校図書館図書標準の達成学校割合

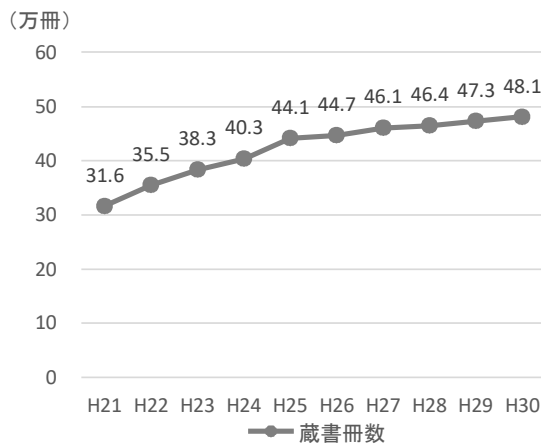


<調査対象者>
全小中学校

<調査結果>
小学校76/92校 中学校33/42校
市全体 蔵書146/標準140万冊 104.5%

<出典>
学務課による調査

⑥ 児童書蔵書数

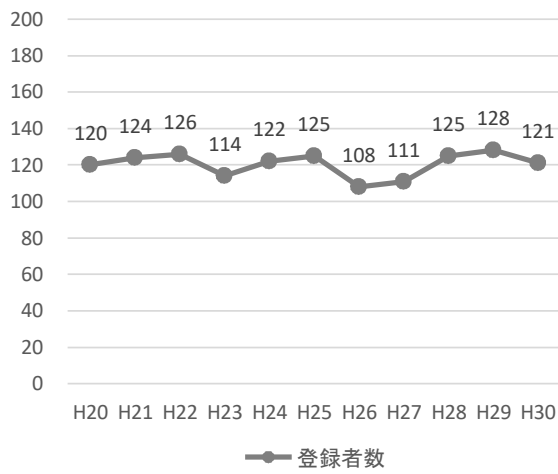


<調査対象施設>
合計22ヶ所
(図書館5館、公民館15館、その他2施設)

<出典>
図書館事業統計

⑦ 市立図書館のおはなしボランティア登録者数

(人)



<調査対象施設>
市立図書館(本館)

<出典>
市立図書館による調査

資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○熊本市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置の趣旨)

第1条 熊本市子ども読書活動推進計画を効果的に推進するため、熊本市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討及び協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 熊本市子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議の委員は、別表のとおりとする。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集し、主宰する。

2 座長は、会議に必要があると認められるときは、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局を熊本市立図書館に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

座長	教育総務部長
委員	教育政策課長
	学務課長
	指導課長
	総合支援課長
	市立図書館長
	生涯学習課長
	保育幼稚園課長